

その他留意事項について

- ・介護職員の処遇改善加算の変更点について
- ・運営推進会議(介護・医療連携推進会議)について
- ・業務管理体制の届出について

青森市 福祉部 介護保険課

令和5年度 介護サービス事業者等集団指導

介護職員の処遇改善加算の変更点について

介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、「介護職員等処遇改善加算」に一本化する。
※一年間の経過措置あり

ア 職員間の賃金配分は、引き続き介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしつつ、配分のルールは設けず事業所内で柔軟な配分を認める。

イ 新加算の配分方法について、新加算のいずれかの区分を取得している事業所も、一番下の区分の加算額の1/2以上を月額報酬に充てること。その際、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、新たに加算を算定する場合は、ベースアップ等支援加算相当分の加算額について、その2/3以上を月額賃金の改善として配分すること。

ウ 職場環境要件について、生産性向上及び経営の協働化に係る項目を中心に、人材確保に向け、より効果的な要件とする。

提出先：介護保険課 事業者チーム
様式：青森市ホームページ(<http://www.city.aomori.aomori.jp>)
ホーム＞福祉・健康＞事業者の方へ＞福祉・介護事業者＞高齢福祉・介護サービス事業＞申請・届出＞介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

令和6年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書については、例年2月末が提出期限となっておりますが、厚生労働省から詳細な通知がきましたら速やかにお知らせいたしますので、内容を確認して計画書を作成し、期限までに提出してください。

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について

1 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）

運営推進会議（介護・医療連携推進会議）とは、事業所（施設）の活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望・助言等を聴く機会を設けるものです。

対象となるサービス種類	開催回数	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6月に1回	<構成メンバー> 利用者 利用者の家族 地域住民の代表（町会長、民生委員等） 市職員又は地域包括支援センター職員 等 <開催方法> 以下の要件を満たす場合は、複数の事業所の合同開催が可能です。 ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ③ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき開催内容の半数を超えないこと。 ④ 外部評価を行う場合は、単独開催とすること。 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）
地域密着型通所介護	//	
認知症対応型通所介護	//	
小規模多機能型居宅介護	2月に1回	
認知症対応型共同生活介護	//	
地域密着型特定施設入居者生活介護	//	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	//	
看護小規模多機能型居宅介護	//	

運営推進会議の対象サービスと開催回数等については上記表をご覧ください。

業務管理体制の届出について

新規指定及び届出事項の変更申請は電子申請にてお願いします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

システムのマニュアルは上記サイトからダウンロードできます。

事業所が追加・廃止になった際も届出が必要です！！

青森市ホームページ(<http://www.city.aomori.aomori.jp>)

ホーム>福祉・健康>事業者の方へ>福祉・介護事業者>高齢福祉・介護サービス事業
>申請・届出>業務管理体制の整備に関する届出

新規指定の場合、届出事項の変更のほか、事業所の追加または事業所の廃止の場合も届出が必要です。
電子申請をお願いします。